

**【公共施設等への太陽光発電設備導入に向けた調査業務】**

企画提案（公募型プロポーザル）実施要領

令和5年6月

津山市

## 【公共施設等への太陽光発電設備導入に向けた調査業務】

### 企画提案実施要領

本公募型プロポーザルは、環境省の「令和4年度（第2次補正予算）地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業（第1号事業の3）」を活用し、「公共施設等への太陽光発電設備等の導入に向けた調査業務」を委託する契約予定者を選定するものです。

したがって、「令和4年度（第2次補正予算）地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業（第1号事業の3）」公募要領を熟読し、当該事業の目的や要件を満たす提案内容である必要があります。

#### 1. 業務の概要

##### (1) 件名

公共施設等への太陽光発電設備導入に向けた調査業務

##### (2) 業務目的・内容

令和5年3月に改訂した「津山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」において、政府実行計画に準じて、2030年度には、設置可能な市有施設（建築物）の約50%以上に、太陽光発電設備を設置することを目指すことを重点目標として掲げている。この目標の達成に向けて、環境省の「令和4年度（第2次補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」を活用し、「公共施設等への太陽光発電設備等の導入に向けた調査」を実施する。

詳細は、別添「公共施設等への太陽光発電設備導入に向けた調査業務仕様書」のとおり。

##### (3) 期間

契約日から令和6年1月12日（金）まで

##### (4) 提案上限額（消費税及び地方消費税額を含む）

金 10,472千円（消費税及び地方消費税の税率を10%として計算した税込金額）

但し、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、後述する「提案価格書（様式4）」を提出する際の総金額（税込）は上記提案上限額を超えてはならない。

#### 2. 実施形式

公募型プロポーザル

##### 【主催及び事務局】

主催者 津山市

事務局 津山市役所 環境福祉部 脱炭素社会推進室（担当：奥田）

所在地：〒708-8501 岡山県津山市山北520（本庁舎5階）

電話：0868-32-2051 E-mail：decarbon@city.tsuyama.lg.jp

### 3. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年施行令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（令和2年津山市告示／津山市水道事業管理規程／第1号）に基づく指名停止措置（指名保留を含む。）を受けていないこと。また、指名停止要綱に基づく指名停止等の基準に該当していないこと。
  - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
  - (4) 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
  - (5) 参加申込書提出の時点において、国税、岡山県税、津山市税並びに申請者（受任者がいる場合は受任者）の属する市町村税を滞納している者でないこと。
  - (6) 岡山県内に本社若しくは支社（支店、営業所、事務所等を含む）を有している企業であること。（共同企業体による参加の場合は、構成する全ての事業者が左記条件を満たす。）
  - (7) 令和3年4月1日以降に、「公共施設等への太陽光発電設備導入に向けた調査業務委託」又はそれらと同様の業務委託を地方自治体等から受注し完了した実績が2件以上あること。（共同企業体による申請の場合は構成する全ての事業者が左記条件を満たす。）
- ※（1）～（4）の基準日は、募集開始の日から結果通知の日までとする。

### 4. スケジュール

- 令和5年6月 1日（木） : 公募開始（市ホームページ）  
令和5年6月 7日（水） 午後5時 : 質問提出締切  
令和5年6月 9日（金）（※予定） : 質問への回答（市ホームページ）  
令和5年6月16日（金） 午後5時 : 一次審査（参加資格）申込み締切  
令和5年6月23日（金）（※予定） : 一次審査結果についてEメール送信及び郵送  
令和5年7月 7日（金） 午後5時 : 企画提案書等の提出締切  
令和5年7月19日（水）（※予定） : 二次審査（書類及びプレゼンテーション審査）実施  
令和5年7月27日（木）（※予定） : 二次審査（書類及びプレゼンテーション審査）結果通知送付  
令和5年7月末 : 業務委託契約締結  
※契約締結日は環境省の補助金交付決定日以降となります。

### 5. 提示書類

企画提案の募集にあたり、以下の書類を提示する。

No.	提示書類
1	企画提案実施要領（本書）
2	参加申込書兼誓約書（様式1）
3	共同企業体届出書兼委任状（様式2）
4	委任状（様式3）
5	企画提案事業者会社概要（様式4）
6	類似業務受託実績記載書（様式5）
7	津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式6）
8	企画提案書（様式7）

9	提案価格書（様式8）
10	業務協力契約予定書（様式9）
11	質問書（様式10）
12	辞退届（様式11）
13	プロポーザル審査基準（別紙1）
14	提案書記載項目及び評価のポイント（別紙2）
15	公共施設等への太陽光発電設備導入に向けた調査業務仕様書

## 6. 質疑・回答

- (1) 提出方法 「質問書（様式10）」により E メールで事務局まで提出すること。なお電話で送受信の確認を必ず行うこと。E メール以外の方法による質問は受け付けない。
- (2) 提出期限 令和5年6月7日（水）午後5時まで（必着）
- (3) 提出場所 環境福祉部脱炭素社会推進室の E メールアドレス  
E メールアドレス：decarbon@city.tsuyama.lg.jp
- (4) 回答方法 津山市ホームページにて公表
- (5) 回答日時 令和5年6月9日（金）予定

## 7. 一次審査（参加資格）申込み

- (1) 提出書類 本実施要領、仕様書及び津山市契約規則他の関係諸法令を理解・遵守の上で次の書類を提出すること。

No.	提出書類	区分	部数
1	参加申込書兼誓約書（様式1）	必須	1部
2	共同企業体届出書兼委任状（様式2） （※共同企業体による申請の場合は必須）	必要に応じて	1部
3	委任状（様式3） （※支店等にプロポーザルに係る委任をする場合は必須）	必要に応じて	1部
4	企画提案事業者会社概要（様式4）	必須	1部
5	類似業務受託実績記載書（様式5）	必須	1部
6	津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式6）	必須	1部
7	申請者の国税の納税証明書	必須	1部
8	申請者の岡山県税等の完納証明書	岡山県に課税がある場合のみ	1部
9	申請者の津山市税等の完納証明書	津山市に課税がある場合のみ	1部
10	申請者（受任者がいる場合は受任者）の属する市町村税等の完納証明書	他市町村に課税がある場合のみ	1部
11	登記事項証明書（現在事項証明）の写し	必須	1部
12	印鑑証明書	必須	1部
13	財務諸表の写し（直近決算のもの）	必須	1部

※7～10は申請日から3ヶ月以内に発行されたもの

※共同企業体による参加の場合は、3～13を構成事業者ごとに作成し提出すること

- (2) 提出方法 提出書類を環境福祉部脱炭素社会推進室へ持参又は郵送（書留又は簡易書留）すること。なお、期限を過ぎて到着、持参したものについては受け付けない。
- (3) 提出期限 令和5年6月16日（金）午後5時必着
- (4) 審査結果 令和5年6月23日（金）（予定）で審査結果をEメール及び郵送にて通知する。

## 8. 二次審査（企画提案書の提出）

### （1）提案書の内容

- ①「令和4年度（第2次補正予算）地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業（第1号事業の3）」公募要領を熟読し、当該事業の目的や要件を満たす提案をすること。
- ②別添の「公共施設等への太陽光発電設備導入に向けた調査業務仕様書」、「プロポーザル審査基準（別紙1）」及び「提案書記載項目及び評価のポイント（別紙2）」を参照の上、実施や分析に当たっての具体的な手法等を提案すること。

### （2）提出書類

No.	提出書類	区分	部数
1	企画提案書 表紙：「企画提案書（様式7）」1部のみ押印 本編：任意様式 7部	必須	7部
2	企画提案書に関する参考資料 （※任意の書式で【参考】と明示）	任意	7部
3	これまでに携わった同様の事業に関する資料	任意	7部
4	提案価格書（様式8）	必須	1部
5	業務協力契約予定書（様式9） （※業務の一部を申請者以外の者に一部委託する場合は必須）	任意	1部

※本編は企画提案書のみで完結し、参考資料がなくても説明できること

### （3）提出期限

令和5年7月7日（金）午後5時まで

## 9. 二次審査（プレゼンテーション）

実施日 令和5年7月19日（水）（予定）

※詳細は参加申込書の提出期限後に、企画提案事業者あてに通知する。

内 容 ①企画提案書の内容について説明を行うこと  
②提案内容に関する質疑に答えること

時 間 提案者説明 15分  
質疑 15分

※上記の時間には、プレゼンテーションの準備及び片付けの時間も含まれます。

出席者 企画提案ヒアリングに出席する者は、最大5名までとする。

機器等 企画提案ヒアリングを行うにあたり、以下の機器は、本市にて準備する。説明用のパソコンはプロジェクターに接続可能なものを提案者にて準備すること。

- ①プロジェクター
- ②スクリーン
- ③プロジェクター用コード（HDMI ケーブル）

## 10. 審査及び選考

### (1) 審査・選考方法

「公共施設等への太陽光発電設備導入に向けた調査業務委託事業者選定委員会（以下、審査委員会）が「プロポーザル審査基準（別紙1）」に基づいて審査し、優先交渉権者の選考を行う。なお、応募業者が1社の場合でも審査を行い、要件を満たしている場合には選考する。

### (2) 優先交渉権者

審査委員会にて選考された優先交渉権者は、市と仕様及び価格等について協議を行い、その協議結果を踏まえた見積書を作成し、市に提出するものとする。

優先交渉権者は、書面にて決定通知を受けることにより受託事業者となる。ただし、市は優先交渉権者と協議が調わない場合、次点交渉権者と協議を行うことがある。

### (3) 審査結果に対する異議申立て

審査結果に対するいかなる異議も申し立てることはできない。ただし、優先交渉権者として決定されなかった企画提案者は、通知を受けてから7日以内にその理由（審査委員の選考方法、各審査委員の採点等を除く。）について、文書の提出により一度に限り説明を求めることができる。

文書の提出に対して市は、文書により回答を行うこととする。

### (4) 受託事業者

受託事業者は、市と契約を締結し、受託業務を実施する。

### (5) プロポーザルの中止

次の場合は、本プロポーザルを中止とする。この場合、企画提案者が本プロポーザルのために要したすべての費用については、津山市に請求することはできず、企画提案者の負担とする。

①応募事業者がなかった場合。

②気象災害等やむを得ない事態により、主催者が本プロポーザルの実施が困難と判断した場合。

## 11. その他

### (1) 費用負担

企画提案書の作成・提出、ヒアリングの参加等、本プロポーザルの参加にかかる一切の経費は、企画提案者の負担とする。また提出書類は、本プロポーザルが中止となった場合を除き、返却しない。

### (2) 業務実施責任者の変更

企画提案書に記載した業務実施責任者を変更する場合には、事前に市に届け出るものとする。

### (3) 企画提案書等の著作権等に関する権利について

①企画提案書等の著作権は提案者に帰属する。ただし、市が本プロポーザルの実施において必要な場合に限り、提出された企画提案書等の全部又は一部を無償で使用（複製、転記、転写又は修正）することに同意するものとする。

②優先交渉権者となった事業者の企画提案書等の著作者は、市に提出された企画提案書等の全部又は一部を市が無償で使用（複製、転記、転写又は修正）することに同意するものとする。

③企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本の法律に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うものとする。

### (4) 本事業受託後の成果物の著作権等について

①本事業の一切の成果物に関するすべての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める

権利を含む。)は、納品を行った時点で市に移転するものとする。

②本事業の一切の成果物に関するすべての著作権者人格権を行使しないものとする。受託者が著作権と異なる場合には著作権者人格権を著作権者に行使させないものとする。

- (5) 企画提案に関する提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。
- (6) 参加申込を行った後に、申請者の都合により参加を辞退する場合は、「辞退届(様式11)」を提出するものとする。
- (7) 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (8) 審査の結果については、津山市ホームページ上で公表する。公表する内容は以下のとおりとする。
  - ①優先交渉権者名(優先交渉権者以外の者は仮名で公表する。)
  - ②評価順位(優先交渉権者以外の者は仮名で公表する。)
  - ③評価点(点数については、合計点を公表する。)
- (9) 次のいずれかに該当する参加者は、無効とする。
  - ①実施要領等に示した参加資格に適合しない者が行った応募
  - ②参加者の記名及び押印を欠く参加、又は、参加事項を明示しない応募
  - ③誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
  - ④2通以上の書類提出がなされた応募
  - ⑤提出書類に虚偽の記載のある応募
  - ⑥提案上限額を超えた見積の応募
  - ⑦正当な理由なく、二次審査(プレゼンテーション)を欠席した場合
  - ⑧一定水準(60%)以上の評価点を得ることができない提案を行った場合
  - ⑨選考結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
  - ⑩その他実施要領等において示した条件等、参加に関する条件に違反した応募